

# 消費税軽減税率制度 説明会のご案内

平成31年10月から消費税の軽減税率制度が実施されます。

～ 事業者の準備と支援 ～

軽減税率は全ての事業者の方に関係のある制度であり、事前準備が必要となります。消費税の軽減税率制度をより深くご理解いただくために、旭税務署担当官を講師としました軽減税率制度説明会を、以下のとおり開催いたします。

- 《日 時》 平成30年5月30日(水)  
①午後1時15分～午後2時15分  
②午後2時30分～午後3時30分
- 《場 所》 旭区民センター 小ホール (旭区中宮1丁目11-14)
- 《講 師》 旭 税 務 署 担 当 官
- 《研修内容》
- ・ 対象品目はどのようなもの？
  - ・ 事業者にはどのような影響があるのか？
  - ・ どんなサポートがあるの？ など
- 《参加費用》 無 料
- 《定 員》 ①・②とも200名 (どなたでも参加いただけます)  
\*定員になり次第、締め切らせていただきます。
- 《お問合せ》 旭納税協会 TEL06-6951-6506

☆ 参加につきましては、FAX (06-6951-8560) でお申込みください ☆

平成30年5月30日(水) 「軽減税率制度説明会」 参加申込書

住 所			
参加者名	(複数名可)	ご希望の時間をお選びください ① 午後1時15分から・② 午後2時30分から	
事業者名			
T E L		F A X	

●主催：公益社団法人旭納税協会

●共催：旭税務署